公示第２０７号
令和８年３月１６日

業　者　各　位

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長　中村　惠一
（公印省略）

公　　　示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正し、令和８年４月１日以降に締結する契約から適用しますので、お知らせします。

添付書類：新旧対照表

改　正　後	改　正　前
別紙様式第６ 物品製造請負契約条項 （支払遅延利息） 第２６条　甲が第２４条に規定する約定期間までに納入物品の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し政府契約の支払遅延防止等関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。	別紙様式第６ 物品製造請負契約条項 （支払遅延利息） 第２６条　甲が第２４条に規定する約定期間までに納入物品の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し年２．５％の率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
別紙様式第７ 役務請負契約条項 （支払遅延利息） 第３３条　甲が第３１条に規定する約定期間までに代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。	別紙様式第７ 役務請負契約条項 （支払遅延利息） 第３３条　甲が第３１条に規定する約定期間までに代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、年２．５％の率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
別紙様式第８ 物品売買契約条項 （支払遅延利息） 第１９条　甲が第１７条に規定する約	別紙様式第８ 物品売買契約条項 （支払遅延利息） 第１９条　甲が第１７条に規定する約

定期間までに納入物品の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し政府契約の支払遅延防止等関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。	定期間までに納入物品の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し年２．５％の率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
別紙様式第１０ 技術支援契約条項 （支払遅延利息） 第１６条　甲が第１４条に定める約定期間までにこの契約に定める役務の代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し政府契約の支払遅延防止等関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。	別紙様式第１０ 技術支援契約条項 （支払遅延利息） 第１６条　甲が第１４条に定める約定期間までにこの契約に定める役務の代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し年２．５％の率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
別紙様式第１１ 貸借契約条項 （支払遅延利息） 第１３条　甲が前条に規定する約定期間までに借受の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し政府契約の支払遅延防止等関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８	別紙様式第１１ 貸借契約条項 （支払遅延利息） 第１３条　甲が前条に規定する約定期間までに借受の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払いの金額に対し年２．５％の率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならな

条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。	い。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
別紙様式第１２ 単価契約条項 （支払遅延利息） 第１４条　甲は、第１２条第３項に規定する約定期間までに役務の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが甲の責に帰することができない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。	別紙様式第１２ 単価契約条項 （支払遅延利息） 第１４条　甲は、第１２条第３項に規定する約定期間までに役務の代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年２．５％の率を乗じて計算した金額の遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが甲の責に帰することができない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
別紙様式第１３ 委託契約条項 （支払遅延利息） 第１８条　甲は、約定期間（第１６条第３項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合	別紙様式第１３ 委託契約条項 （支払遅延利息） 第１８条　甲は、約定期間（第１６条第３項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年２．５パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないも

は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。 別紙様式第３８ 特定秘密の保護に関する特約条項 属紙 適性評価に関する特約条項 （事後の事情の変化に関する報告） 第６条　乙は、過去５年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく申出を徹底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの確認を年１回以上行い、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。 ⑴～⑼　［略］ ２　［略］	のとする。 別紙様式第３８ 特定秘密の保護に関する特約条項 属紙 適性評価に関する特約条項 （事後の事情の変化に関する報告） 第６条　乙は、過去５年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく申出を徹底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの確認を行い、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。 ⑴～⑼　［同左］ ２　［同左］

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。